

居宅介護支援重要事項説明書

【令和8年6月1日現在】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

（電話） 03-5691-7055

（担当） 介護支援専門員（月曜日～金曜日【祝日可】）

※ ご不明な点等ございましたら、何なりとお尋ねください。

2. 居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくらの概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくら
所在地	東京都足立区皿沼2丁8番8号
介護保険指定番号	居宅介護支援（東京都 1372101889号）
第三者評価等の実施状況	・東京都福祉サービス第三者評価を実施 ・評価機関：NPO法人 メイアイヘルプユー ・実施年月日：令和7年8月1日～令和7年11月26日 ・介護サービス情報の公表制度による公表を実施
事業開設年月日	平成16年 9月 1日
サービスを提供する地域 *	足立区西部地区

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

	資格等	常勤（専従）	非常勤（専従）	常勤（兼務）	計
管理者	主任介護支援専門員			1名	4名
介護支援専門員	(主任)介護支援専門員	3名			
その他の職員	事務職員			1名	5名

（3）営業時間

営業日	月～金曜日 【祝日可】 但し、12月30日から1月3日の間は休業させていただきます。
営業時間	午前8時45分～午後5時45分
緊急連絡電話	03-5691-7055

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（居宅サービス計画立案の援助）

- ① 介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。
- ② 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めます。
- ③ 当該地域における居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用料の情報を特定の事業所のみを有利に扱うことなく、公正中立に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
居宅サービス計画が、基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することを求めることができます。

また、居宅サービス計画書原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選択理由の説明を求めることができます。

- ④ 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上でサービスの種類、内容、利用料について、利用者からの文書により同意を受けます。
- ⑥ 利用者及びその家族が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求めその指示がある場合には、これに従います。
- ⑦ その他、利用者及びその家族の希望を出来る限り尊重します。

（居宅サービス計画作成後の援助）

- ① 介護支援専門員は、利用者及びその家族と継続的に連絡をとり、利用の実績を常に把握するように努めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者及びその家族が、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者と連絡するなど必要な援助を行います。
- ③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の受ける在宅サービス利用状況について利用者及びその家族のサービス利用に関する苦情相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。
- ④ 当事業所の居宅サービス計画（ケアプラン）の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

（要介護認定申請等の援助）

介護支援専門員は、利用者及びその家族が要介護（支援）認定（区分の変更を含む）を受けていない場合、利用者及びその家族の意思を踏まえて、速やかに要介護（支援）の申請が行われるよう必要な援助を行います。

（施設入所への支援）

介護支援専門員は、利用者及びその家族が、介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

4. 利用料金

（１） 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて【契約書別紙】に定める金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

（２） 交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

（３） 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、20日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、郵便局の口座自動引き落としにてお願いいたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターに利用者情報を提供する等、連携を取らせていただきます。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

- ・ 事業所の介護支援専門員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ・ 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及びサービスを提供する者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めることとします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

設定された各項目のアセスメントを通じて要介護者等の生活の全体像を把握できるものとなっており、そこから生活ニーズを導くことをねらいとしています。

生活ニーズとは、身体機能状況・精神心理的状況・社会環境的状況の3側面の全体的かつ多様な結び付きの下で生じるものであることから、事業所指定様式でアセスメントを行い、この3側面を理解した上で、生活像と生活ニーズを浮き彫りにすることを最大の力点にしています。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	事業所の定めた様式によるアセスメント
サービス担当者会議	必要に応じて開催します
介護支援専門員への研修の実施	年複数回 以上を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階 途中で、利用者のご都合により解約した 場合の解約料	料金はかかりません
その他	月 1 回居宅訪問等で状況把握します

7. 個人情報の取扱いについて

当事業所はご利用者の福祉サービスの申し込みおよび福祉サービスを通じて、ご利用者等の個人情報を保有しております。そのため年度ごとに、個人情報保護法に基づき、ご利用者やご家族(代理人)の皆様へ、別紙「個人情報取扱いについての意向のおたずね」を用いて、情報提供について確認させていただいております。

8. サービスの内容に関する苦情

① 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 者	所長 伊藤 剛
電 話 番 号	03-5691-7055
メールアドレス	sakura@houeikai.gr.jp

※ なお、さらに率直なご意見がいただけるよう意見箱や第三者委員を設置し、プライバシーに配慮した苦情の受付・公表を行っています。
(第三者委員の連絡先等は施設内掲示板をご覧ください。)

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・足立区介護保険課 事業者指導係
(電 話) 03-3880-5111(代)
- ・基幹地域包括支援センター
(電 話) 03-6807-2460
(受付時間) 月～土曜日 9時00分～17時00分
(日曜・祝日12月29日～1月3日を除く)
- ・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用
(電話) 03-6238-0177
(受付時間) 月～金曜日 9時00分～17時00分
(土曜・日曜・祝祭日を除く)

9. 事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 足立邦栄会
本部所在地	東京都足立区皿沼2丁目8番8号
電話番号	03-5691-7150
代表者役職・氏名	理事長 新井 五輪子
法人の沿革	平成11年 1月 社会福祉法人設立認可 平成12年 4月 事業開始
法人が所有する施設・拠点	【本部所在地内】 特別養護老人ホームさくら (定員65名) 特別養護老人ホームさくら ショートステイ (定員 7名) デイサービスセンターさくら [高齢者一般型] (定員28名) 障害者支援施設かえで [生活介護] (定員20名) [施設入所支援] (定員10名) ショートステイかえで [短期入所] (定員 2名) 居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくら 【東京都足立区皿沼2丁目8番8号】 足立区地域支援事業指定 地域包括支援センター鹿浜 【東京都足立区古千谷本町4丁目1番16号】 介護付有料老人ホームリブインさくら [特定施設入居者生活介護] (定員41名) 【東京都府中市朝日町3丁目17番地5】 障害者支援施設みずき [生活介護Ⅰ・施設入所支援] (定員32名) [生活介護Ⅱ・重症心身障害児(者)通所事業所] (定員20名) 短期入所みずき [短期入所] (定員 2名) 日中一時支援事業 市委託型短期入所事業 【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとびあセンター4階】 ポンテ [生活介護] (定員20名) 【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとびあセンター3階】 みずきケアセンター狛江 [居宅介護/重度訪問介護/移動支援] あいとびあ日中一時支援室 【東京都狛江市東和泉1丁目32番21号】 多機能型事業所 こまえ工房[生活介護] (定員20名) [就労継続支援B型] (定員20名) 【東京都狛江市中和泉3丁目】 パンダ／えだまめ／やまぼうし [共同生活援助・短期入所] 【東京都狛江市中和泉4丁目23番1号リバーサイドハイツ1階】 こまえほっとシルバー相談室多摩川住宅

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

【所在地】 東京都足立区皿沼2丁目8番8号

【名 称】 居宅介護支援事業所
 デイサービスセンターさくら

【説明者】 介護支援専門員

氏名

EP

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。また、7の（１）及び（２）の個人情報の取り扱いについて承諾します。

令和 年 月 日

利用者

【住 所】

【氏 名】

EP

代理人

【住 所】

【氏 名】

EP

(続柄：)

【重要事項説明書別紙】

1. 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができる
2. 利用者は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる
3. 当事業所の 令和7年9月1日～令和8年2月28日（前6ヶ月間）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	51.62%
通所介護	54.26%
地域密着型通所介護	9.52%
福祉用具貸与	68.83%

4. 当事業所の 令和7年9月1日～令和8年2月28日（前6ヶ月間）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された者の割合

サービス名	事業者名【事業者名】	割合
訪問介護	わかばケアセンター鹿浜	18.44%
	山手ケアサービス足立	14.51%
	ウィルケア	14.51%
通所介護	デイサービスセンターさくら	42.91%
	リハビリデイサービス銀嶺アルク 東領家店	10.45%
	高齢者在宅サービスセンターはごろも	5.97%
地域密着型 通所介護	KIZUNASPA足立舎人店	42.56%
	レコードブック鹿浜	31.92%
	いきいきらいふSPA西新井	17.03%
福祉用具貸与	トーカイシルバー事業本部 足立営業所	22.36%
	いきいきらいふケアショップ	14.42%
	株式会社フロンティア	10.30%

上記説明を受けました。

_____年 _____月 _____日

＜氏名＞ _____ 印 _____

＜代理＞ _____ 印 _____